

船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託に関する
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に基づき、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、改善にむけた行動変容の方向性を導き出し、健康的な生活が継続できるように支援する保健指導を行うものである。

2. 業務の概要

（1）業務名

船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託

（2）業務内容及び業務場所

別紙「船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による

（3）業務履行期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では短期の目的を達成することができず、高度な創造性、専門的な技術又は経験を必要とする業務であることから、プロポーザル方式を採用する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

（1）プロポーザル方式

公募型

（2）公募型プロポーザルとする理由

公告し参加業者を広く募ることにより、複数の者から提案を受けることができるため。

5. 事業スケジュール

内容		日程
①	公募開始	令和7年4月14日（月）
②	質問受付	令和7年4月14日（月） ～令和7年4月21日（月） <u>午後5時まで</u>
③	質問に対する回答	令和7年4月25日（金）（予定）
④	参加申込書・提案書類受付締切	令和7年5月9日（金） <u>午後5時まで</u> ※詳細は「7. 参加申込方法等」を参照
⑤	参加業者決定（参加資格確認結果通知）	令和7年5月16日（金）（予定）
⑥	書類審査結果通知	令和7年5月26日（月）（予定）
⑦	面接審査	令和7年6月3日（火）（予定） ※場所及び開始時間は別途通知する
⑧	審査結果通知	令和7年6月12日（木）（予定）

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）船橋市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- （3）参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （4）社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録し、特定健診・特定保健指導機関番号を取得していること。
- （5）特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）の「4-1-2 特定保健指導の外部委託に関する基準」で定められている実施基準を満たしていること。

7. 参加申込方法等

本プロポーザル参加申込方法等は次のとおりとする。

(1) 提出書類

提出書類			部数																																																																																				
①	参加申込書（様式１）		１																																																																																				
②	誓約書（様式２）		１																																																																																				
③	法人概要（様式３）		２																																																																																				
④	見積書 様式は任意とし、特定保健指導終了者の１件当たりの費用を下記の費用内訳がわかるように作成し、総額表示で提出するものとする。 <table><tr><th colspan="2">特定保健指導終了者１件当たりの費用（Ａ）</th></tr><tr><td rowspan="5">費用内訳</td><td>募集業務（案内通知等）費用</td></tr><tr><td>申込受付費用</td></tr><tr><td>利用勧奨業務費用</td></tr><tr><td>支援業務（各種）費用</td></tr><tr><td>報告（各種）費用</td></tr></table> <table><tr><th colspan="4">総額</th></tr><tr><th colspan="2">費用内訳</th><th>上記（Ａ）に対する支払割合</th><th>実施予定件数</th></tr><tr><td colspan="4">支援期間３か月</td></tr><tr><td>１</td><td>初回面接費用</td><td>４０％</td><td>３８件</td></tr><tr><td>２</td><td>１か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用</td><td>※</td><td>３０件</td></tr><tr><td>３</td><td>２か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用</td><td>※</td><td>２１件</td></tr><tr><td>４</td><td>３か月後継続支援(支援・評価１２０ｐ)費用</td><td>※</td><td>１５件</td></tr><tr><td>５</td><td>６か月後フォローアップ費用</td><td>５％</td><td>２件</td></tr><tr><td colspan="4">支援期間４か月以上</td></tr><tr><td>６</td><td>初回面接費用</td><td>４０％</td><td>９１件</td></tr><tr><td>７</td><td>１か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用</td><td>※</td><td>７２件</td></tr><tr><td>８</td><td>２か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用</td><td>※</td><td>５２件</td></tr><tr><td>９</td><td>中間評価(支援・評価３０ｐ)費用</td><td>※</td><td>３８件</td></tr><tr><td>１０</td><td>４か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用</td><td>※</td><td>２４件</td></tr><tr><td>１１</td><td>５か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用</td><td>※</td><td>１１件</td></tr><tr><td>１２</td><td>６か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用</td><td>※</td><td>６件</td></tr><tr><td>１３</td><td colspan="3">業務合計（１～１２）</td></tr><tr><td>１４</td><td colspan="3">消費税相当額（消費税１０％）</td></tr><tr><td>１５</td><td colspan="3">合計（１３＋１４）</td></tr></table>		特定保健指導終了者１件当たりの費用（Ａ）		費用内訳	募集業務（案内通知等）費用	申込受付費用	利用勧奨業務費用	支援業務（各種）費用	報告（各種）費用	総額				費用内訳		上記（Ａ）に対する支払割合	実施予定件数	支援期間３か月				１	初回面接費用	４０％	３８件	２	１か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	３０件	３	２か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	２１件	４	３か月後継続支援(支援・評価１２０ｐ)費用	※	１５件	５	６か月後フォローアップ費用	５％	２件	支援期間４か月以上				６	初回面接費用	４０％	９１件	７	１か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	７２件	８	２か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	５２件	９	中間評価(支援・評価３０ｐ)費用	※	３８件	１０	４か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	２４件	１１	５か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	１１件	１２	６か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	６件	１３	業務合計（１～１２）			１４	消費税相当額（消費税１０％）			１５	合計（１３＋１４）			２
特定保健指導終了者１件当たりの費用（Ａ）																																																																																							
費用内訳	募集業務（案内通知等）費用																																																																																						
	申込受付費用																																																																																						
	利用勧奨業務費用																																																																																						
	支援業務（各種）費用																																																																																						
	報告（各種）費用																																																																																						
総額																																																																																							
費用内訳		上記（Ａ）に対する支払割合	実施予定件数																																																																																				
支援期間３か月																																																																																							
１	初回面接費用	４０％	３８件																																																																																				
２	１か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	３０件																																																																																				
３	２か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	２１件																																																																																				
４	３か月後継続支援(支援・評価１２０ｐ)費用	※	１５件																																																																																				
５	６か月後フォローアップ費用	５％	２件																																																																																				
支援期間４か月以上																																																																																							
６	初回面接費用	４０％	９１件																																																																																				
７	１か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	７２件																																																																																				
８	２か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	５２件																																																																																				
９	中間評価(支援・評価３０ｐ)費用	※	３８件																																																																																				
１０	４か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	２４件																																																																																				
１１	５か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	１１件																																																																																				
１２	６か月後継続支援(支援・評価３０ｐ)費用	※	６件																																																																																				
１３	業務合計（１～１２）																																																																																						
１４	消費税相当額（消費税１０％）																																																																																						
１５	合計（１３＋１４）																																																																																						

	※継続支援の支払は、支援実施ポイントを乗じた金額を月毎に請求することとする。計算式＝全体の委託料の単価（A）×0.6×実施支援ポイント÷180ポイント（累計180ポイントを上限） ※ポイント数および実施予定件数は推計値であり、その数を確約するものではない。	
⑤	提案書類 ■船橋市特定保健指導（積極的支援）業務提案書（様式4） ・原則A4版とし、文字サイズは10ポイント以上、両面・片面印刷及びカラー・白黒は問わないが、各ページにはページ番号を記載すること。 ・文章を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図の使用は可とする。 ・別途提案事項や補足事項がある場合は、文章等で簡潔に記載した資料を添付することは可とする。 ■見積書 提出書類④見積書と同様とする。 ※「船橋市特定保健指導（積極的支援）業務提案書」及び「見積書」（以下、「船橋市提案書等」という。）には、業者名、会社ロゴ等を入れないこと。	各8

※様式1から様式4は、市ホームページより取得したものを使用すること。

（2）提出場所

船橋市 健康部 健康づくり課

船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター

（3）提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）とする

- ・持参の場合は、土日を除く午前9時から午後5時までの間に持参すること。
- ・郵送の場合は、封書に「船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託参加申込書・提案書等在中」と朱書きすること。

なお、提出された書類は返却しない。また、提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は認めない。

（4）提出期限

令和7年5月9日（金）まで

持参の場合は午後5時まで、郵送の場合は必着

（5）参加申込の承認について

応募書類による参加資格等の確認後、参加資格要件確認結果通知書により、令

和7年5月16日（金）（予定）に応募者に通知する。

（6） その他

- ① 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ② 提出された船橋市提案書等の著作権は作成者に帰属するが、公表及びその他船橋市が本業務に関し必要と認める用途に用いる場合は、提出者へ通知し、船橋市はこれを無償で使用するものとする。

8. 提案限度額

4, 323, 693円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、提案限度額は、令和7年度中に実施する利用者1人当りの単価を乗じて積算したものであり、実施予定者全員に実施した場合の総額ではない。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

9. 評価方法及び審査基準

（1） 評価方法

本プロポーザルについて、船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託に関する評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会が次のとおり受託候補者を選定する。

① 書類審査

提出された書類について、次項「（2）審査基準」に照らし合わせ評価する。業務の企画・提案項目の各区分（1～3）で評価委員の採点の平均が配点の2分の1に満たない項目が一つでもある場合、または業務の企画・提案項目の合計得点の平均が60%（198点）未満である場合は、面接審査に進めない。面接審査に進むことができる法人が4法人以上ある場合は、順位づけ判定を行い上位3法人のみが面接審査に進む。順位づけ判定は、委員ごとに書類審査の総合計得点の高い順に順位を付し、その順位点を法人ごとに合計して数字の低いものから上位とする。順位点が同点の場合は、1位の獲得数が多いものから上位とする。1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。順位の獲得数がいずれも同数の場合は、全委員の総合点の高い者から上位とする。

② 面接審査

プレゼンテーション及び質疑応答に基づき次項「(2) 審査基準」に照らし合わせ評価する。なお、評価委員の採点の合計得点の平均が50%以上でなければ順位づけ判定はできない。

③ 順位づけ判定

書類審査及び面接審査の両審査の基準を満たした法人が複数ある場合には、順位づけ判定を行う。順位づけ判定は、委員ごとに書類審査及び面接審査の合計点の高い順に順位を付し、その順位点を提案者ごとに合計して数字の1番低い提案者を受託候補者とする。順位点の合計が同点の場合、1位の獲得数が多い者から上位とする。1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。順位の獲得数がいずれも同数の場合は、全委員の総合点の高い者から上位とする。なお、全てが同数の場合は、再度面接審査を行った上で、受託候補者を特定する。

(2) 審査基準

評価委員会は次の審査基準に従い評価する。

① 書類審査 (350点)

【業務の企画・提案項目】

1. 基本的な考え方及び体制 (80点)
2. 特定保健指導実施率の向上への取り組み (120点)
3. 積極的支援の内容 (130点)

【見積金額】

4. 見積金額 (20点)

②面接審査 (プレゼンテーション及び総合評価) (70点)

10. 質疑応答

(1) 質問方法

船橋市 健康部 健康づくり課あてに電子メールにて送付すること。

E-mail : tokuho@city.funabashi.lg.jp

※送信時件名の頭に、「船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託質問」を付けること。

※回答先となるメールアドレスを指定すること。

(2) 質問の受付期間

令和7年4月14日（月）から令和7年4月21（月）午後5時まで

※市からの受信確認メールが令和7年4月22日（火）午後5時までに届かない場合は、船橋市 健康部 健康づくり課へ問い合わせること。

（3）質問への回答

①回答方法

応募者間の公平を期するため、質問・回答内容のすべて（ただし質問者を特定する部分を除く）を個別に回答するほか、市ホームページに公表する。

②回答日 令和7年4月25日（金）（予定）

1 1. 提案方法等

（1）提案書類

提案に用いる提出書類は、提案書及び見積書とする。

なお、提案書類についての詳細は、「7. 参加申込方法等（1）提出書類」を参照すること。

（2）面接審査

①出席者

1者2名以内とする。

2名のうち、少なくとも1名は特定保健指導に従事する保健師または管理栄養士が出席すること。なお、コンサルタント等、応募者の職員ではない専門家等の参加は認めない。

②実施時間

1者50分以内とする。

（セッティング時間5分程度、提案書説明30分程度、質疑応答10分程度、撤去時間5分程度）

③設営について

会場は、机・椅子・スクリーン・電源のみとなっているため、パソコン・プロジェクター等の備品は業者が各自で用意すること。

④その他

- ・プレゼンテーションの内容は「船橋市特定保健指導（積極的支援）業務提案書等」に基づいた内容とする。
- ・追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
- ・自己の面接審査時間以外の入室は認めない。
- ・プレゼンテーションについては、社名を秘匿とすること。

1 2. 審査結果の公表等について

(1) 結果通知

審査結果については、参加申込書を提出し書類審査を通過したすべての者に「様式5 結果通知書」により通知する。

令和7年6月6日(金)を目処に受取方法確認のEメールを送付するので、結果通知の受取方法(郵送の場合は、郵送先を明記すること)を指示すること。

(2) プロポーザルの結果の公表事項及び方法

受託候補者名と面接審査の順位点を市ホームページに掲載する。

1 3. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加者の資格要件を満たさない場合
- (2) 参加申込書や提案書などの応募書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (5) 面接審査開始時間までに会場に来なかった場合
- (6) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われた場合

1 4. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案者間の公平性を保つため、船橋市が必要とする場合を除き、本プロポーザルに関係する船橋市職員との接触を行わないこと。
- (3) 参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、「様式6 辞退届」を面接審査実施日の5日前までに提出すること。
- (4) 受託候補者の特定をもって契約締結が確定するのではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (5) 令和7年度特定健康診査の結果、積極的支援の対象とされた者で、委託期間終了時点で保健指導が完了していない者について、令和8年度も船橋市と委託契約を締結する。ただし、市議会で予算の議決を得た場合に限り契約の更

新を可能とする。

- (6) 特段の事情により受託候補者と締結できなかったときは、審査において次点であったものを新たに受託候補者とし、細目を協議した後に随意契約により委託契約を締結する。
- (7) 参加業者が1者であっても評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- (8) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

15. 事務局

〒273-8506

千葉県船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター
船橋市 健康部 健康づくり課

TEL：047-409-3394

FAX：047-409-2934

E-mail：tokuho@city.funabashi.lg.jp

附則

（施行日）

この要領は、令和7年4月7日から施行する。

（失効日）

この要領は、委託契約締結の日をもってその効力を失う。